



目 次	ページ
規 則	
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課） （10・21掲示）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ） （ " ）	1
○町の区域の設定及び同区域内の字の廃止の届出（市町村振興課）	1
○保安林の解除の予定（治山林道課）	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定（2件）（環境対策課）	5
○道路の区域変更（道 路 課）	5
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課） （10・12掲示）	5
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	5
○土地改良区の役員の退任（ " ）	6
○換地処分届出（高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業）（都市計画課）	6
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	6
○政治団体異動の届出	6
○政治団体解散の届出	7
○資金管理団体指定の届出	7
○資金管理団体指定の取消しの届出	7
落札公告	
○落札者等の公告（2件）（公営企業局 県立病院課）	7

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第73号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の10の(7)の表6の(11)の項中「第17条の7」を「第17条の8」に改め、同表の10の(7)の表6の(12)の項中「第17条の10」を「第17条の11」に改め、同表の10の(7)の表7の(13)の項中「第14条の7第1項及び第5項」を「第14条の8第1項及び第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第74号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成19年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第1項中「規定による」を「規定に基づく」に改める。

別記第20号様式中「規定による」を「規定に基づく」に改める。

別記第21号様式中「規定により、」を「規定に基づき、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新たに貸付金の貸与を決定する者の貸付金の貸与及び償還について適用し、同日前に貸付金の貸与を決定した者の貸付金の貸与及び償還については、なお従前の例による。ただし、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例

の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第38号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第2項ただし書に規定する者にあつては、一部改正条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）及びこの規則による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定により貸与した医師養成奨学貸付金並びに同日以後に一部改正条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例及び新規則の規定により貸与する医師養成奨学貸付金の償還については、新規則の規定を適用する。

告 示

高知県告示第581号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年10月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

安芸加入区

高知県告示第582号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成18年10月高知県告示第709号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成22年10月20日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

安芸加入区

高知県告示第583号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、いの町長から次のとおり町の区域の設定及び同区域内の字の廃止について届出があつた。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

町の区域の設定及び同区域内の字の廃止

変 更 前			変 更 後
大字	字	地 番 区 域	町
—	鳥越山ノ西	2235の6、2235の12、2235の18	内野南町

	の一部、3581の1、3581の2、3581の3の一部、3581の4、3581の6、3581の9の一部、3581の12の一部、3589の1、3589の6、3589の12、3589の14から3589の17まで、3590の3の一部	
--	---	--

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び町有地の一部を含むものとする。
2 上記地番は、平成21年1月15日現在の登記簿による。

高知県告示第584号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高知市御壺瀬字前野山1の11（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
急傾斜地崩壊対策施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第585号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定区域
香南市香我美町口西川字ツツミガシヤウ586番地並びに宇ツツミガ峯1927番地18、1927番地19、1927番地20及び1929番地
- 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

高知県告示第586号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定区域

香美市物部町神池字ヒジリ2820番地チ、2820番地リ、2820番地ヌ、2820番地ヲ、2821番地、2823番地、2824番地、2833番地1、2833番地ロ、2834番地イ、2834番地ロ、2834番地3、2834番地ニ、2834番地5、2836番地及び2837番地1の各一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に掲げる埋立地

高知県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年10月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 窪川中土佐
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼字姥屋式1863番8から 高岡郡中土佐町久礼字松ノ本1905番1まで	前	4.0 }	275
	後	6.0 }	
		18.7	275

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年10月12日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年10月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所	定款に記載された目的

			の所在地	
平成22年10月12日	特定非営利活動法人こうち企業支援センター	中越 伸一	高知市鷹匠町一丁目3番22	この法人は、まちづくりの推進・経済活動の活性化を考える個人事業者や零細事業者、起業家等、個人及団体に対して、地域振興、まちづくりの推進を図る活動の助成及経済活動活性化支援や業務代行、業務補助に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、春野町東部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	山下興太郎	吾川郡春野町東諸木3769
〃	横田 哲夫	〃 〃 〃 3762
〃	前島 孝臣	〃 〃 〃 3500-2
〃	高橋 裕一	〃 〃 〃 3475
〃	堀内 義弘	〃 〃 〃 3426
〃	前島 正通	〃 〃 〃 3355
〃	横田 秋作	〃 〃 〃 3281
〃	横田 英二	〃 〃 〃 3056
〃	川崎 健一	〃 〃 〃 1782
〃	岩田 卓雄	〃 〃 〃 625
〃	高橋 隆彦	〃 〃 〃 1326・1327
〃	村田 康夫	〃 〃 〃 1398
〃	岡崎 清	〃 〃 〃 2660
〃	久保壽美男	〃 〃 〃 2679
〃	岡崎 俊二	〃 〃 〃 2790-7
〃	土居 雄作	〃 〃 西諸木 602-4
〃	元屋敷謙二	〃 〃 〃 108-2

〃 土居 保 〃 〃 甲殿 655-1
 〃 正木 昭宏 〃 〃 〃 776
 監事 土居 速生 〃 〃 〃 771-9
 〃 横田 幹夫 〃 〃 東諸木2678
 〃 田原 明治 〃 〃 〃 3430-1
 (就任)
 理事 山下興太郎 高知市春野町東諸木3769
 〃 横田 哲夫 〃 〃 〃 3762
 〃 前島 孝臣 〃 〃 〃 3500-2
 〃 高橋 裕一 〃 〃 〃 3475
 〃 堀内 義弘 〃 〃 〃 3426
 〃 前島 正通 〃 〃 〃 3355
 〃 横田 秋作 〃 〃 〃 3281
 〃 横田 英二 〃 〃 〃 3056
 〃 川崎 健一 〃 〃 〃 1782
 〃 岩田 卓雄 〃 〃 〃 625
 〃 高橋 隆彦 〃 〃 〃 1326
 〃 村田 康夫 〃 〃 〃 1398
 〃 岡崎 清 〃 〃 〃 2660
 〃 久保壽美男 〃 〃 〃 2678-2
 〃 岡崎 俊二 〃 〃 〃 2790-7
 〃 土居 雄作 〃 〃 西諸木 602-4
 〃 元屋敷謙二 〃 〃 〃 108-2
 〃 土居 昭憲 〃 〃 甲殿 655-1
 〃 正木 昭宏 〃 〃 〃 776
 監事 土居 速生 〃 〃 〃 771-9
 〃 横田 幹夫 〃 〃 東諸木2678
 〃 田原 明治 〃 〃 〃 3430-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所
 (退任)
 監事 濱田 重彦 南国市前浜297

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定によりいの町から高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年10月22日

高知県知事 尾崎 正直

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年10月22日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井たかし後援会	宮崎 満	柿葉 静夫	四万十市中村大橋通七丁目1-24	平22・9・1
新風会	石井 孝	柿葉 静夫	四万十市中村大橋通七丁目1-24	平22・9・1
三谷幸一郎後援会	森下 廣文	下村 辰夫	長岡郡大豊町岩原283	平22・9・1
土居信一後援会	土居 信一	土居 誠代	須崎市安和1173番地9	平22・9・24
森光英二後援会	森光 英二	森光 恵子	須崎市大谷691-1	平22・9・27
黒岡りつ子の会	黒岡 律子	黒岡 國次	高知市朝倉丙429番9号	平22・9・30

高知県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年10月22日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党安田町支部	南 敏雄	異動なし	安芸郡安田町安田2030-1	平22・9・3
異動後		竹内 範明		安芸郡安田町東島645	
異動前	公明党西高知総支部	異動なし	大川 信輝	異動なし	平22・9・6
異動後			中田 勝利		
異動前	公明党幡多総支部	猿田 勉	異動なし	四万十市右山天神町11-20	平22・9・6
異動後		仲田 強		土佐清水市グリーンハイツ29-14	
異動前	公明党東高知総支部	西内 俊夫	異動なし	香南市野市町下井563-1	平22・9・6
異動後		比与森 光俊		香美市土佐山田町西本町一丁目5-1	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
----	----	-------	---------	------------	-------

		名	者氏名	務所の所在地	
異動前	岡本和也後援会	異動なし	森 一	異動なし	平22・9・6
異動後			坂本 圭子		
異動前	小松けんじ後援会	異動なし	異動なし	室戸市羽根町甲636-2	平22・9・14
異動後				室戸市浮津二番町98	

高知県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成22年10月22日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
黒岩徹後援会	香美市香北町梅久保710	小笠原 勇	解散	平22・9・2
大川のぶき後援会	高岡郡越知町越知甲960-1	大川 信輝	解散	平22・9・6
さるた勉後援会	四万十市右山天神町11-20	猿田 勉	解散	平22・9・17
森光英二後援会	須崎市大谷691-1	森光 英二	解散	平22・9・22
生涯挑戦の会	高知市一宮2732-7	鎌倉 正典	解散	平22・9・24
チーム大二郎	高知市稲荷町3-32	橋本 大二郎	解散	平22・9・24

チーム大二郎花木の会	高知市稲荷町3-32	鎌野 浩	解散	平22・9・24
チーム大二郎諏訪会	高知市横内153-95	諏訪 博信	解散	平22・9・24
チーム大二郎地球の未来を考える会	高知市曙町二丁目4-30	山崎 誠人	解散	平22・9・24
橋本大二郎事務所	高知市稲荷町3-32	橋本 大二郎	解散	平22・9・24

高知県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年10月22日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
石井 孝	高知県議会議員	新風会	四万十市中村大橋通七丁目1-24	石井 孝	平22・9・1

高知県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成22年10月22日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届

			地		出年月日
大川 信輝	越知町議会議員	大川のぶき後援会	高岡郡越知町越知甲960-1	大川 信輝	平22・9・6
猿田 勉	四万十市議会議員	さるた勉後援会	四万十市右山天神町11-20	猿田 勉	平22・9・17

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年10月22日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 落札に係る物品の名称及び数量
生理検査情報システム 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 落札者を決定した日
平成22年9月15日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 落札金額
99,855,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成22年8月3日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第

8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年10月22日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
体外衝撃波結石破碎装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日
平成22年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10-7
- 5 落札金額
61,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成22年8月3日